



序章

佐倉らしい景観形成を目指して

1、2では佐倉市景観計画策定の目的と位置づけ、役割について示しています。

また、3では景観法に基づく景観計画の対象区域について示しています。

1. 景観計画策定の目的	3
2. 景観計画の位置づけ、役割	3
1) 景観計画の位置づけ	
2) 景観計画の役割	
3) 景観計画の構成	
3. 景観計画の対象区域（景観法第8条第2項第1号）	6

1. 景観計画策定の目的

佐倉市は、原始・古代からの歴史を有し、古くから人々の生活の跡が刻まれています。中世以降は交通・戦略上の要衝として重要視され、近世には房総最大の城下町として繁栄を築き、現在も、史跡や文化財が数多く残されています。

また、戦後の高度成長期以降は、鉄道駅を中心に、商業地、住宅地という形で市街地が形成され、郊外部には谷津で構成された田園地域が面的に広がっています。

景観とは、まちの風景などが見る人に与える印象であり、自然環境や地域の歴史や文化、日々の生活や、社会的・経済的な活動などが映し出されるものです。

印旛沼に代表される恵まれた自然環境と、豊かな歴史・文化から育まれた景観は、本市の個性であり、後世に伝えるべき共有財産といえます。

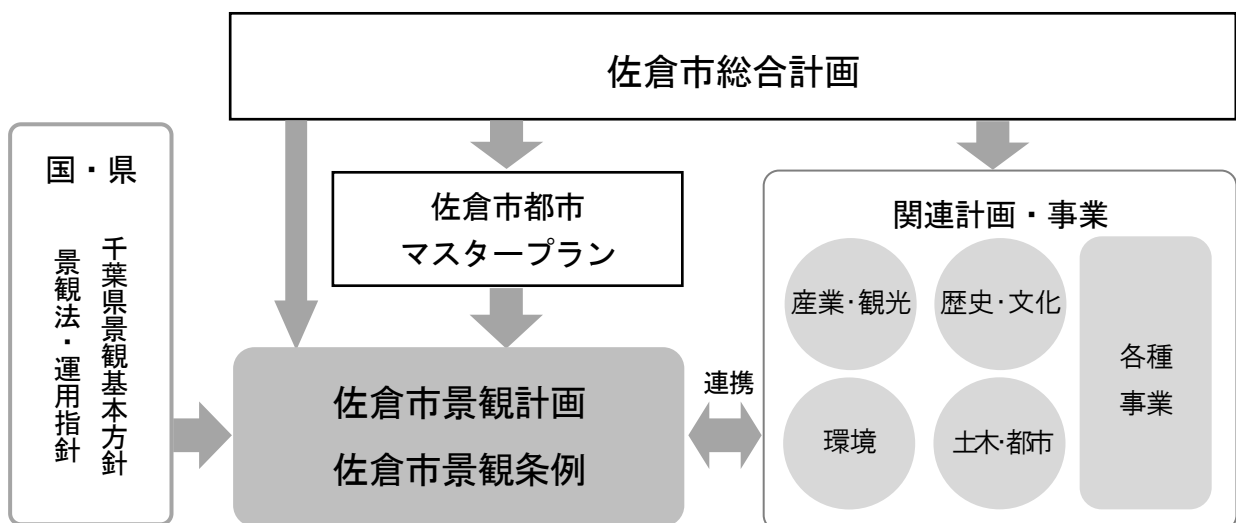
このような佐倉らしい景観を活かし、身近な景観や生活環境を向上させ、住んでいる人にも訪れる人にも、心地よさや地域の魅力を実感することができる景観の形成、活力やにぎわいのある景観の創出を目指し、景観法*に基づく景観計画*を策定します。

2. 景観計画の位置づけ、役割

1) 景観計画の位置づけ

本計画は、景観法第8条に基づき、景観行政団体である佐倉市が策定する計画です。「佐倉市総合計画」に即し、「佐倉市都市マスタープラン」を上位計画として、関連する計画や施策と連携を図りながら、佐倉市の景観形成に関する計画として位置づけます。

図 佐倉市景観計画の位置づけ

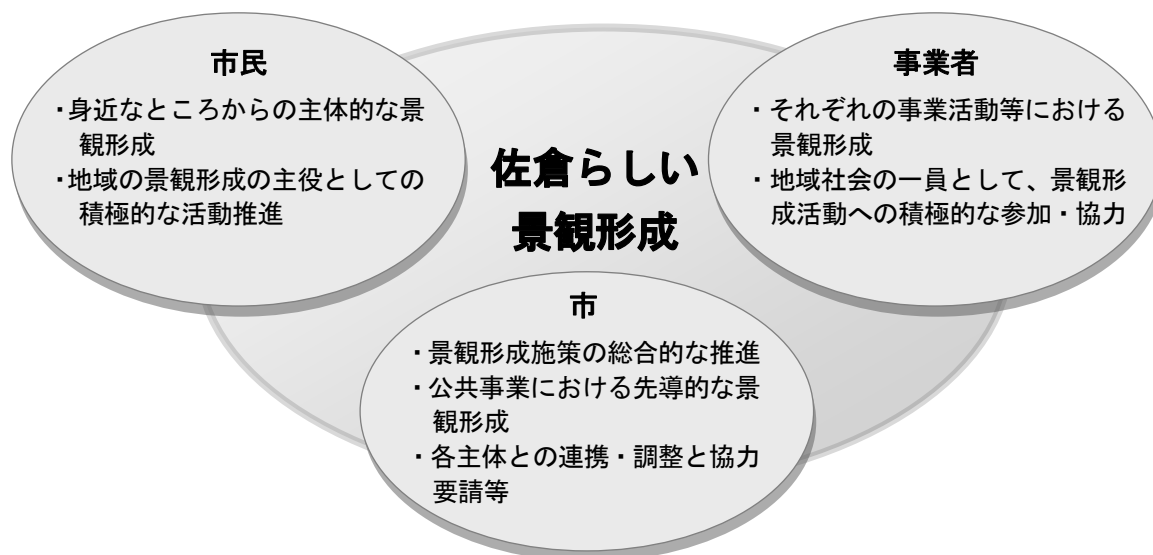


2) 景観計画の役割

本計画は、佐倉市の景観の特性や課題を踏まえ、今後の景観形成の方向性や指針を明らかにするとともに、景観形成基準や景観重要建造物*の指定など、景観法に基づく諸制度を含む施策を総合的に示すものです。また、産業や観光、歴史・文化などの関連する計画や施策・事業との連携を図りながら、実効性のある取組みを推進する役割を担っています。

さらに、景観形成を推進していくためには市民、事業者、行政それぞれの活動・営みの積み重ねが基本となることから、本計画ではそれぞれの役割や連携を図る上で必要な共有認識を深めることを重視し、協働の視点に立った景観形成方策を示すものです。

図 市民、事業者、行政の役割や連携



3) 景観計画の構成

本計画は、3編から構成されています（p 5 参照）。

「現況・特性編」では、佐倉市の景観特性や今後の景観形成の視点を整理しています。

「理念・方針編」は、佐倉市の景観形成の意義や基本理念を示し、景観の特性を踏まえた景観形成の方向性を示しています。

「推進方策編」では、「第5章 景観形成推進の方策」として、主に市民・事業者・行政が主体となった景観形成の取組みを整理し、「第6章 佐倉らしい景観を共有し、伝える」では、市民・事業者・行政の協働により、景観への認識の共有や、優れた景観や取組みの掘り起こしなど、景観に関する情報交流促進の基本的な方策を整理しています。この取組み成果を「第5章 景観形成推進の方策」に反映させながら継続的に実施することにより、市民や事業者による景観形成活動の推進を図ります。

また、景観形成重点区域に指定された新町地区については、独自の方針や基準を定めています。

この他、別冊として、第5章に示す建築物等の規制・誘導、公共施設や重要景観拠点の景観形成の方策について、より具体的なガイドラインとして示しています。

佐倉市景観計画

序章 佐倉らしい景観形成を目指して

- 景観計画策定の目的や位置づけ、役割と、景観計画の対象区域

現況・特性編

第1章 佐倉市の概況

(P9～)

- 佐倉市の景観のもととなる基本的な概況

第2章 景観特性と課題

(P19～)

- 4つの類型ごとによる景観特性と、それらのつながりなどによる「佐倉らしさを感じさせる景観
- 特性を踏まえた景観形成の課題と今後の景観形成の視点

理念・方針編

第3章 景観形成の基本理念と基本目標

(P45～)

- 景観形成を推進する意義、佐倉らしい景観形成の基本理念と基本目標

第4章 景観形成の基本方針

(P49～)

- 佐倉市の景観構造となる軸・エリア・拠点ごとの基本方針（特に複数の拠点が集積する印旛沼及び佐倉城下町周辺については重要景観拠点として位置づける）
- 地域の景観資源を活かした景観形成の基本方針

推進方策編

第5章 景観形成推進の方策

(P71～)

- 景観法等を活用した市全域における建築物等の規制・誘導、公共施設や重要景観拠点の景観形成の方策と、推進体制等
- 景観形成重点区域、景観形成市民団体等、市民や事業者が主体となり景観形成に取り組むための方策

第6章 佐倉らしい景観を共有し、伝える

(P97～)

- 市民・事業者・行政による、景観資源の掘り起しや共有、情報交流促進などの方策（その取組みの成果を通じて、さらに景観形成を推進することを想定）

新町地区景観形成重点区域 景観計画

新町地区景観ガイドライン

各種ガイドライン(別冊)

景観計画ガイドライン

色彩ガイドライン

公共施設景観ガイドライン

3. 景観計画の対象区域（景観法第8条第2項第1号）

佐倉市の良好な景観形成を推進するため、本計画の対象（景観計画区域）は、佐倉市全域とします。

また、自然や歴史、地域の方による生活の積み重ねなどを背景として育まれてきた地域ごとの固有性を活かし、より積極的な景観形成に取り組む区域を「景観形成重点区域」とします。

図 佐倉市景観計画区域

